

千葉県自然公園施設管理規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

自然公園施設である、上永井自然公園施設の飯岡刑部岬展望館の旭市への移譲、勝浦海中公園施設のビジターセンターの廃止及び白子自然公園施設の有料施設である、庭球場の廃止に係る条例改正を行ったことに伴い、規則の該当箇所について規定の整理を行った。また、併せて押印見直しに伴う様式の整備も行った。

2 改正内容

(1) 利用の承認を要する施設（第5条第2号）

利用の承認を要する施設から白子自然公園施設の庭球場を削除する。

(2) 利用日等（第9条表）

表中、利用時間の欄から白子自然公園施設の庭球場を削除する。

表中、利用日の欄から上永井自然公園施設の博物展示施設及び白子自然公園施設の庭球場を削除する。

(3) 別記様式の改正

様式 (規則条項)	書式名	改正事項	
		押印廃止に係るもの	白子自然公園施設の庭球場の削除
第一号 (6条1項)	自然公園施設内有料施設利用承認申込書	○	○
第二号 (7条)	自然公園施設内有料施設利用承認通知書	—	○
第三号 (8条1項)	自然公園施設内行為許可申請書	○	—
第四号 (8条1項)	自然公園施設内行為許可事項変更許可申請書	○	—

3 施行期日

令和4年4月1日